

# 一般質問通告事項一覧表

平成30年 第3回 倶知安町議会定例会

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
1	小川 不朽	旭ヶ丘総合公園内におけるマウンテンバイク専用コース「フロートレイル」の整備事業について	<p>旭ヶ丘総合公園は、都市公園法、町都市公園条例に守られた都市公園です。</p> <p>本町は、観光振興を推進するにあたっての必要性、早期着手の観点等から、一昨年（2016年）4月の補正予算にて、世界に誇れる国際リゾートづくり加速化事業業務委託料を改めて予算措置しました。その中のフロートレイルコース実証実験の取り組みについて町は、今後の旭ヶ丘総合公園の展望にとって重要な試みであるとの位置づけを持って、倶知安観光協会を受託者とし400万円（実証コース造成および旭ヶ丘利用構想策定）で実証実験を行いました</p> <p>翌年（昨年、2017年）、9月議会の一般質問において、事業の主体者としてのその後のフロートレイルの整備事業取り組み状況について伺いました。</p> <p><b>【町長の答弁】</b>（要約し一部抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度、直営により重機等を活用しながら約1kmの延長で園路の整備を行い、利用に供している。</li> <li>・本年度、観光協会において実施のフロートレイル事業で利用されるコースは園路をベースとするものであり、町としては、昨年度策定のスキー場夏季利用整備構想の実現性の検証が必要であり、散策等の一般の公園利用に及ぼす影響を注視しつつ、多くの人に親しまれる公園づくりを検討していきたい。</li> <li>・実費相当分費用（観光協会が利用者から徴収する利用料金）については営業ではないと認識している。</li> <li>・占用許可については昨年同様に、減免の措置で対応したい。</li> <li>・管理道路の使用は、この許可には含まれていないが、他の住民の方に支障ないように使っていただきたいと思っている。</li> </ul> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(1)	(小川 不朽)		<p>前頁より</p> <p>・軽車両（乗り入れ）が違法かについては、期間にそういう利用するので支障はないと認識している。</p> <p>その後2度目となる実証実験事業が実施されましたが、その結果について現在まで報告はされていません。</p> <p>町は、本年7月26日付で申請者に対し公園占用を許可しました。 その内容はおよそ次の通りです。（一部抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 占用目的 フロートレイルコース造成</li> <li>2. 占用場所 旭ヶ丘公園 旭ヶ丘スキー場ゲレンデ（合計 19,600 m<sup>2</sup>）</li> <li>3. 占用工作物または施設の種類及び数量 フロートレイルコース及びバンク 17箇所設置</li> <li>4. 占用物件の管理方法 申請者による十分な配慮</li> <li>5. 占用物件の設置工事の期間及び実施方法 平成30年7月26日から8月24日 30日間 午前9時から午後4時</li> <li>6. 入場料類徴収の有無 無</li> <li>7. その他 使用料 <math>19,600 \text{ m}^2 \times 10 \text{ 日/m}^2 = 196,000 \text{ 円/日}</math> <math>196,000 \text{ 円/日} \times 30 \text{ 日} = 5,880,000 \text{ 円}</math></li> </ol> <p>許可条件 他の公園利用者等の使用・安全に関して十分に配慮すること。 町及び町教育委員会の職員の立会のもと、その指示に従うこと。 機材については、作業終了後、コースに放置しないこと。</p> <p>※その後、8月24日に占用期間を9月7日までの44日間に延長及び使用料 8,624,000 円の変更を許可している。</p> <p>昨年同様、今年度もマウンテンバイク専用コース「フロートレイル」の整備の実証実験事業と推察されますが、スキー場夏季利用整備構想の実現性の検証が急務であると考えます。</p> <p>次頁へ続く</p>		

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(1)	(小川 不朽)		<p>前頁より</p> <p>以下、町長に見解を伺います。</p> <p>1. 現条例において、旭ヶ丘総合公園にマウンテンバイク専用コース「フロートレイル」の設置はできないと解釈するが見解を伺う。【条例第1章・第39条】</p> <p>2. 今年度も実証実験事業の位置づけで実施するのか。</p> <p>3. 都市公園法・町条例・同施行規則に対する無理な解釈による事業の取り組みになっていないか。</p> <p>①フロートレイルコースの造作のための仮設工作物に対して、占用許可は与えられるか。【法第6条・第7条、条例第16条】</p> <p>②都市公園を損傷することの禁止【条例第22条】及び占用期間が満了したとき都市公園を現状に回復しなければならない【法第10条】ことについてどう解釈するか。</p> <p>③実証実験事業を実施するには、競技会などこれらに類する催しを行うための申請書を提出し許可を受けなければならないと解釈するが、どうか。【条例20条】</p> <p>④仮設工作物などに対して利用料金を徴収しようとする申請者に対して、公益上その他特別の理由があると認め使用料（占用料）の免除と認めることの整合性についての見解。【法第7条・条例27条】</p> <p>⑤車両乗り入れ、管理用道路の手続きなしについての支障ないとの見解について。【条例第22条】</p> <p>⑥以上のことから、実証実験事業は法令順守の取り組みとなっているのか。</p> <p>4. これまで、仮設物の設置と称して3度の工事と、その修復のための2度の工事、さらには昨今の雨天続きの気象状況が拍車をかけ、スキー場内の園路と斜面は大きく地形変更しているが、現状認識について伺う。</p>		

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
2	笠原 啓仁	『森林管理経営法』 町にとって荷が重すぎるのでは	<p>今年5月25日、「森林経営管理法」という新しい法律が成立しました。林業の成長産業化の実現と森林資源の適性な管理の両立を図ることを目的とし、市町村が中心となって多くの役割を担うこととなっています。</p> <p>来年の4月1日施行とのことですが、本町はじめ林業分野の専任職員を持たない多くの市町村にとってはかなりの重荷になると思われます。町単独での取り組みが厳しい場合は、近隣町村と連携し広域的な形で諸施策を講じることなどの工夫も必要と思います。</p> <p>法に基づき、本町としてどう対応していくのかについてお聞かせください。</p>	町長	
3	〃	『受動喫煙対策』 本町として講ずべき措置は	<p>すべての人に罰則付きで禁煙場所での喫煙を禁ずる「改正健康増進法」が7月18日、成立しました。これまで努力義務だった受動喫煙防止を義務化する内容です。法の全面施行は2020年4月ですが、学校や病院、行政機関に対する規制開始は来年夏ごろからのことです。</p> <p>国や地方公共団体は、今年度中に敷地内全面禁煙をはじめ、受動喫煙防止に向けた必要な措置を総合的に行うとしています。</p> <p>本町として講ずべき措置について、現状を踏まえ具体的にお答えください。</p>	町長	
4	〃	『分庁舎の跡利用』 「地域会館」として 利活用を	<p>役場新庁舎の完成後に空き家となる分庁舎を「地域会館」として利活用することを提案します。</p> <p>分庁舎の周辺には町内会館を持たない町内会が複数ありますが、いずれも分庁舎を地域のコミュニティー活動の拠点として利活用することを望んでいます。</p> <p>地域の要望を受け止め是非、実現を。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
5	笠原 啓仁	『保育所とこども園』 本来の役割をしっかりと	<p>先日の本会議で、町立保育所「ぬくぬく」において0歳の待機児童が発生しているとの説明がありました。本町の新たな子育て体制の根幹を揺るがす由々しき事態です。そこで、以下の点についてお伺いします。</p> <p>①土曜保育未実施の「認定こども園」について  町内の3「認定こども園」のうち2園は土曜保育未実施ですが、その理由を「保育士不足」としています。  しかし、月～金までは園を運営しているのに、なぜ土曜日だけがダメなのでしょうか。また、「認定こども園」は幼児教育とともにしっかりとした保育機能を併せ持つことで成立しているはずですが、今の状態では従来どおりの「幼稚園」と何ら変わらず、「園児の定員数を増やしただけ」と言われても仕方ありません。「できる」「できない」ではなく、「認定こども園」として土曜保育は「しなければならないこと」と思います。  町として「土曜保育の実施をお願いする」という姿勢だけでは不十分ではないでしょうか。</p> <p>②土曜保育実施のための経費負担について  2園による土曜保育の速やかな実施が難しいのであれば、当面の間、「ぬくぬく」での土曜保育に要する経費の負担のあり方について両園と協議すべきです。土曜保育の肩代わりによってまったく新たな経費がかかり、あまつさえ最大の目的であった保育所での「待機児童の解消」が果たせないというのは、あまりにもおかしな話です。  土曜保育に要する新たな経費について、町としてどう考えますか。</p>	町長	
6	〃	『中学校の統合』 功罪の検証が必要では	<p>倶知安、東陵の両中学校を統合して5年が過ぎました。中学校適正配置計画で掲げた「本町における望ましい中学校のあり方」を実現するために行った統合でした。  この5年間で見えてきた功罪について改めて検証してみるべきと思いますが、いかがでしょうか（すでに検証を行っている場合は、その結果をお聞かせください）。</p>	教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
7	原田 芳男	宿泊税の導入について	<p>倶知安町は、宿泊税の導入に向け 9 月定例会に条例案を提案いたしますが、懸念されるいくつかの問題について明確にさせていただきたいと思ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宿泊施設は従来のホテル、旅館、民宿、ペンション等と異なる形態のものが多くあります。例えば、管理会社が運営するコンドミニアムは所有者が宿泊する場合、第三者が宿泊する場合がある別荘の多くはこの形式です。1 日単位で賃貸契約する戸建て、アパートもあります。宿泊税の実施に当たっては課税の可否を明確にすることが求められます。これらはどのように対応するのか明らかにしてください。</li> <li>2. 「宿泊者から税を預かり、1 カ月分まとめて翌月末日までに倶知安町に納める」となっていますが、冬季間集中的に忙しくなる当町で煩雑な納税処理がなじむのか疑問です。再検討が必要ではないでしょうか。</li> <li>3. 「倶知安町法定外税に係る有識者会議」で、この有識者会議の目的は「世界に誇る国際山岳リゾートくっちゃんとして、質と魅力を向上させる」とあり、町広報と一緒に配られた文書で宿泊税の目的は「観光の振興を図る施策に充当します」となっています。有識者会議の委員構成はどうなっていますか。</li> </ol> <p>観光目的以外の宿泊を対象とする事業者の意見は反映されているのか疑問です。全宿泊業者の賛同を得る一層の努力が必要です。</p> <p>以上 3 点について明確な答弁を求めます。</p>	町長	
8	〃	寡婦（夫）控除のみなし規定の適用について	<p>結婚歴の無いひとり親の家庭は、今まで寡婦（夫）控除の適用がなされていませんでしたが、多くの地方自治体で平成 29 年度から適用を進めています。</p> <p>寡婦（夫）控除のみなし適用を受ける税の申告時に控除が受けられるほか、保育料、住宅使用料などが下がる場合があるほか、「母子家庭自立支援給付金」「高等職業訓練促進給付金」「難病医療費助成制度の自己負担額の軽減」などが適用になります。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
(8)	(原田 芳男)		<p>前頁より</p> <p>俱知安町は未だ適用していませんが、いつ適用させるのでしょうか。急ぐ必要があるのでは。明確な答弁を求めます。</p>		
9	〃	町営住宅の入居基準に特別枠の新設を	<p>俱知安町の町営住宅の入居選考は抽選で決まり、一定の公平性が保たれています。</p> <p>しかし、他町村では障がいのある方など一定の条件の人に対して特別入居基準が設定されています。俱知安町でも特別入居基準を新設すべきであります。</p> <p>町長の答弁を求めます。</p>	町長	
10	〃	放課後児童クラブについて	<p>条例どおり小学校6年生まで実施するのはいつですか。</p> <p>明確な答弁を求めます。</p>	町長	
11	坂井 美穂	健康長寿のまちをめざして	<p>高齢になっても健康で自立した生活を送ることを誰もが望んでいる。地域包括ケアシステムにおいても核となる要素であり、健康寿命を延ばすことが重要である。加齢とともに心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり）などが低下した状態をフレイルという。多くの人が健康な状態からこのフレイルを経て、要介護状態になると考えられている。</p> <p>①現在、本町では一般介護予防事業のなかで「フレイル予防」にどのように取り組んでいるか伺う。</p> <p>②今後、高齢化が急速に進むなか、「フレイル予防」の周知・啓発の充実の重要性をどのようにお考えか。</p> <p>③高齢者のみならず「幅広い世代にフレイル予防の大切さを周知する」ことも大切である。世代を超えた健康教室のような取り組みに対しての考えを伺う。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(11)	(坂井 美穂)		<p>前頁より</p> <p>④本町における 2025 年に向けた地域包括ケアシステムのこれまでの取り組みに対する検証と現状認識、また、顕在化してきた課題等について所見を伺う。</p> <p>⑤支援の窓口である「地域包括支援センター」の存在を知らない町民の方も多し。高齢者に分かりやすい“愛称”をつけることで利用しやすくすることも必要ではないかと思うが考えを伺う。</p>		
12	〃	小中学生の通学と俱知安保育所跡地利用について	<p>「学校に通う子どもたちの荷物が重すぎて健康などへの影響が心配」という声から小中学校の通学かばんの重さを軽くし、通学時の負担軽減に向けた対策の通知が出されるとされているが、本町での実態と今後の対応について伺う。(教育長)</p> <p>現在、俱知安中学校の自転車通学の人数と通学範囲、その根拠を伺う。(教育長)</p> <p>旧俱知安保育所の跡地利用に伴い、生徒の駐輪場の移設等で通学範囲の見直しも検討できると思うが見解を伺う。(教育長)</p> <p>また、旧俱知安保育所の跡地を冬期間の堆雪場としての活用も有効だと思われるが、現在の跡地利用についての考えを伺う。(町長)</p>	町長 教育長	
13	〃	中小企業の設備投資の支援について	<p>中小企業が新たに導入する設備にかかる固定資産税を自治体の判断でゼロにできる生産性向上特別措置法が本年 6 月に施行された。</p> <p>これまで赤字でも支払わなければならない固定資産税が負担となって、新たな設備投資に踏み切れない原因にもなっていた。この措置により、中小企業の事業拡大や雇用創出による地域の活性化も期待される。</p> <p>当町でも、同法に基づき固定資産税をゼロにする意向を示しているが、導入促進基本計画の策定等の今後のスケジュール、また、導入にあたっての周知について伺う。</p>	町長	



番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
14	門田 淳	倶知安町の除排雪について	<p>倶知安町の総人口に対する 65 歳以上の人口率（高齢化率）は、平成 27 年で 24.7%となっており、今後この高齢化は急速に進行すると予測されています。さらに、90 歳以上人口が増加傾向にあることを見ても、倶知安町の高齢化・長寿化が進んでおり、雪の負担が生活に大変重くのしかかっている。</p> <p>大雪の不安から町を出て行く高齢者世帯などを最小限に抑えるためにも、子どもからお年寄りまでが安心して暮らせる住環境、特に雪に対しては大きな課題と考える。</p> <p>そのような中で、倶知安町はどのようにして除排雪について充実を図ろうとしているのか、予算的や技術的なことも含め対策について町長にお伺いします。</p> <p>①除排雪についての取り組みについて。  ②技術的なことも含め工夫している点などについて。  ③近年の経費について。  ④駅前通りの歩道除雪について。  ⑤今後の課題について。</p>	町長	
15	〃	G20 について	<p>来年 10 月に倶知安町での開催が決定した 20 カ国・地域（G20）観光大臣会合に向けて、今年 6 月に「倶知安町 G20 観光大臣会合推進町民会議」の事業推進部会が発足し、この部会は、大臣会合の開催にあたり町内の機運醸成やおもてなし事業の企画とその実施を担っていると認識しております。そこで町長にお伺いします。</p> <p>①役場内の情報共有は出来ているのか。  ②町民への機運醸成やおもてなし事業をどのように進めていくのか。  ③関係機関や議会など情報共有は。  ④現在や今後の課題は。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
16	古谷 眞司	検討中、凍結、中止、 そして計画中の施設 の今後は	<p>倶知安町マスタープランが本年3月に策定され、そして第6次倶知安町総合計画が本年度中の策定に向けて検討しているところです。利活用が決定していない旧東陵中学校、凍結中止した観光中核施設、国際会議場のこれからの方向性や、実施設計中の役場新庁舎建設は総合計画策定において影響することと考えます。</p> <p>また、本町において北海道新幹線、倶知安余市道路、G20 観光大臣会合の開催、そして札幌オリンピックの2026年（2030年）招致など、希望に満ちた事業が決定しています。</p> <p>そこで町長に伺います。</p> <p>①閉校して6年目を迎える旧東陵中学校の方向性は決まりましたか。</p> <p>②昨年度事業を凍結したひらふ地区の観光中核施設、PPP方式での建設を目指し中止になった国際会議場は今後どのような方向性を考えているか。</p> <p>③実施設計中である新役場庁舎建設ですが、物価及び人件費の高騰、人手不足などが懸念されるが、目標工期、現時点で提示されている金額で大丈夫ですか。</p>	町長	
17	〃	中学校の教員加配の 効果と、小中学生の 通学時の持ち物の現 状は	<p>①本町の中学校において確かな学力の育成を目的に、各学年4クラス以上で編成するため、町独自の教員加配をして頂いています。学習面またその他における効果を伺います。</p> <p>②小中学生の通学かばんが重いなどと以前より話題が出ていました。先般ニュース又は新聞等で、文部科学省より、9月3日「通学時の持ち物負担軽減に向け、適切に工夫するよう全国の教育委員会に求めることを決めた」と報道されました。</p> <p>そこで、本町での現状と今後の取り組みについて伺います。</p>	教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
18	木村 聖子	宿泊税の健全な導入・運用を	<p>急増した観光客・土地開発等に対応し、真の国際リゾート都市として成りうるための基盤整備が急務です。</p> <p>土地開発等の波及効果により固定資産税や法人税など町税は毎年増収していますが、地方交付税が反比例して減額されている中、新たな財源確保は本町の施策にとって非常に重要であることは、私も以前に指摘しました。</p> <p>宿泊税の導入により、観光振興財源に一定の目処が立ち、住民サービスが行き届いていない部分について、住民に還元できることが増えてくるのではと新たな財源に期待を寄せているところです。</p> <p>そのためにもこの制度を正しく維持し、観光客・事業者・住民に宿泊税による効果が見えなくてはなりません。</p> <p>そこで町長に下記の点を伺います。</p> <p>1. 宿泊税の使途である観光振興施策案について  ①ひらふ地区再生整備計画の見通し  ②各施策案の優先順位と時期</p> <p>2. 特別徴収義務者の協力について  ①特別徴収奨励金などの協議状況と登録数の見込み  ②住宅宿泊事業者（民泊）の管理体制について</p>	町長	
19	〃	地域スポーツ力の向上を	<p>本町の基幹産業のひとつである観光は、スポーツツーリズムが主軸であります。地域住民においても身近である自然環境を活かし、多くの方がスポーツに親しんでおり、スポーツツーリズムを支えています。また、子どもたちの健全な身心の育成において、スポーツの果たす役割は非常に大きいと考えます。</p> <p>本町には一流の素晴らしい自然環境はあれど、施設整備やソフト面では、まだまだ改善されるべき点があります。また、地域スポーツ力の向上により、スポーツツーリズムの環境向上においても欠かせない要素であると考えます。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(19)	(木村 聖子)		<p>前頁より</p> <p>以下の点についてお伺いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部活動や少年団などのスポーツ力の向上（教育長） <ol style="list-style-type: none"> <li>①大会遠征費などの助成の充足度</li> <li>②指導者の充足度</li> </ol> </li> <li>2. 社会人のスポーツ力の向上（教育長、町長） <ol style="list-style-type: none"> <li>①体育協会や他スポーツ団体への助成の充足度</li> </ol> </li> <li>3. スポーツができる施設の利用状況の分析、スポーツ戦略について（町長）</li> </ol>		
20	作井 繁樹	次期総合計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画策定の要因 <p>平成23年の第一次一括法により義務付けが廃止となったいわゆる「総合計画」。従来から自治体運営の最上位計画に位置付けられていることは理解しているが、新たに策定しようとする一番の要因は何か、見解を伺う。</p> </li> <li>2. 計画構成の期間 <p>次期計画も現計画と同様に、基本構想期間を12年間と設定する根拠、併せて実施計画を1年ごとにローリングの意図は十分理解するものの、基本計画期間を全期12年とすることで「随時柔軟に対応していくため」ということには矛盾も感じるが、その意図を伺う。</p> </li> <li>3. 特別委員会の設置 <p>「第6次倶知安町総合計画策定方針」には、議会に特別委員会の設置並びに特別委員会での付託審査までが明記されているが、設置・付託いずれも議会の議決によるもの、言わば議会が判断すべきもの。町長と議会は互いに独立し、権限を侵さず、侵されず、対等の立場と地位にあるものと理解しているが、その意図を伺う。</p> <p>次頁へ続く</p> </li> </ol>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(20)	(作井 繁樹)		<p>前頁より</p> <p>4. 人口の目安 次期総合計画最終 2031 年度の人口の目安は、推計に基づく消極的な設定ではなく、“人口増を目指す”より戦略的な設定とすることが重要であり、戦略的な人口の目安を基本構想に明文化すべき、見解を伺う。</p> <p>5. 本町の特性と可能性 (1) 通年型リゾート 通年型国際リゾートの形成が 1 丁目 1 番地と考える。ウインタシーズンとグリーンシーズンの平準化、そのためにはグリーンシーズンの底上げ、入込み増を目指すコンテンツの充実、具体として食と観光、長期滞在、MICE、スポーツツーリズムの推進が重要であり、この四つのキーワードを基本計画に明文化すべき、見解を伺う。</p> <p>(2) 子どもの教育 本町ならではの教育として、町技指導と英語教育の充実は当然ながら、本町のまちづくりの過程を振り返り、その歴史をしっかりと引き継ぐことも重要と考える。 昨年の 9 月議会で「歴史を後世に伝えるための環境整備」を次期総合計画に明文化する旨を答弁しているが、改めて見解を伺う。</p> <p>6. 行政経営の方針 総合計画の推進には行政経営の方針、経営資源（人材・財源・組織・情報）の効率的な運用は当然ながら、多様性を活かすことも重要と考える。 庁内ワーキングチームを活用し、行政経営の方針を職員自らがしっかりと議論し、庁内のコンセンサスを得たうえで、行政経営の方針を基本構想に明文化すべき、見解を伺う。</p>		

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
21	作井 繁樹	今後の財政運営	<p>1. 財政シミュレーション</p> <p>(1) 期間 財政シミュレーションの期間を 2016～2030 年度と設定している根拠、併せて総合計画と財政シミュレーションは密接な関係にあるべきものであり、期間をそろえることが望ましいと考えるが、見解を伺う。</p> <p>(2) 定期策定 不定期で策定されているが、新年度予算編成時、或いは毎年の総合計画実施計画のローリング時に合わせて定期策定すべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>(3) 町有地売払い収入 平成 33 年度に複数相当規模の町有地売払い収入として 30 億円が明記されているが、30 億円の根拠を伺う。</p> <p>2. 「今後 10～15 年間で想定される大型（新規）事業費の積み上げ金額」</p> <p>(1) 200 億円前後では 概々算の金額であることは重々承知しているが、厚生病院の改築負担金、環境衛生負担金、流雪溝更新負担金は明らかに過小積算と思われ、現時点で不明とされるオリ・パラ負担金を考慮すると総額は 200 億円前後と考えられるが、見解を伺う。</p> <p>(2) 将来負担比率 仮に総額を 150 億円、国の補助が半分、残り半分を町債と仮定し、町有地売払い収入 30 億円がないものと考えたと、将来負担比率は 300%を超えると考えられるが、見解を伺う。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(21)	(作井 繁樹)		<p>前頁より</p> <p>3. 町有財産の有効活用  (1) 「公有財産利活用推進検討委員会」  委員会の法的な位置付け、構成員、併せて初会合で提示された町有地の売却や貸し出し計画の具体を伺う。</p> <p>(2) 行政財産使用料・財産貸付収入の適正化と減免基準審査の厳格化  行政財産使用料、或いは財産貸付収入の適正化を図る、併せて減免基準審査を厳格化すべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>4. 国への働きかけ  トップシーズンには町民・従業員・宿泊客で約3万人、最低でも3万人が暮らすためのインフラ整備と維持が必要となる。地方交付税算出方法に流動人口を加味する、或いは流動人口比率が高い自治体への公共事業に対する補助率の上乗せなど、現行再分配制度の抜本的な見直しを国に働きかけるべきと考えるが、見解を伺う。</p>		
22	山田 勉	俱登山川氾濫に伴う 今後の対応策	<p>7月4日から5日にかけて集中豪雨がありました。</p> <p>7月5日の朝7時から9時の時間帯に1時間に30ミリ近い雨が集中的に降り、北部地区の俱登山川が氾濫し、農作物が浸水を受ける被害となり、翌日には浸水した場所も水が引き、長時間にわたる浸水には至らなかったが、災害対応の雨量としては1日80ミリ以上を基準としていると聞いており、倶知安のアメダスの雨量計が79.5ミリであり、地区の雨量計は80ミリを超えていたと報告を受けた。</p> <p>この俱登山川流域は、春の融雪水でも時折り氾濫しており、地区から以前より雑木の処理や堆積砂利除去等の要望が出されており、今後同じ事が起こりうることを想定し、道管理河川である俱登山川の被害対策をどう対処していくのか伺う。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(22)	(山田 勉)		<p>前頁より</p> <p>①北9線西4号から北8線西5号及び西9号間の状況調査について、隣接農家の聞き取り等を行わなかったのか。</p> <p>②過去の降雨等で上流河川への土砂流入等、どこまで把握されているか。</p> <p>③川の中洲に自生している雑木等の生育が著しく、河川両脇の雑木の早期除去や川底を下げる対策が急務であるが対応を考えているか。</p> <p>④大和北5線から流れてくるポイントサン川と末広方面からくる俱登山川の合流点が直角で、流れの停滞による氾濫が今回著しくなり、短時間雨量で氾濫し隣接の農地に甚大な被害を与えた。早急な対策が必要と考えるが見解を伺う。</p>		
23	〃	今年の農業生産被害対策と今後の対応	<p>本年の春先からの天候不順による作物の生育低下は、過去に例のない状況となっており、農業生産額は現時点で個人差はあるが平年の5割から7割程度と推測し、12月に支払われる数量払い交付金も大きく下回る事が予想される。</p> <p>今後このような天候が二度三度発生すると営農を継続することが困難になることも想定され、営農を継続するために農業を基幹産業とする町としての対応策を伺う。</p> <p>①俱知安は十勝型農業に近い営農類型で、平均10アール10万円の生産額を下支えしているのが馬鈴薯生産であり、主作物が落ち込むと所得確保の手段として本格的に町が支援策や事業を誘致して取り組まなければならないと思っている。</p> <p>本年は作物全般が収量低下を余儀なくされる状況。見解を伺う。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	



番号	氏 名	質 問 件 名	質 問 の 要 旨	答 弁 を 求 め る 者	メ モ
(23)	(山田 勉)		<p>前頁より</p> <p>②機械の設備投資が多く、稼働時間が短い地帯で補助事業等有利な条件を整えるために何が必要か。  現在、畜産クラスター事業で、畜産農家には補助事業が優先的に展開されており、耕作地を引き継ぎ、面積を抱える農家に対しての更なる町独自の支援策は考えられないか。</p> <p>③町独自の農業者が現在抱えている問題等のアンケート等を取り、次世代に今後の農業政策をどう展開していくか調査すべき時期が来ていると思うが見解を伺う。</p> <p>④排水対策の明渠・暗渠等今後の気象状況に耐えうる方策として、農家への補助事業を受けやすくする等、町独自の助成の上乗せ方策を考えられないか。</p> <p>⑤畑作共済加入率が倶知安は4割程度、10月から収入保険制度も始まり、危険回避の方策に加入助成等考えはあるか。</p>		
24	田中 義人	統合保育所と認定こども園について	<p>4月に開所した統合保育所ぬくぬくと3カ所の認定こども園に関する下記の点を町長に伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 統合保育所ぬくぬくにおける、各年齢の定員と年齢別入所人数</li> <li>2 各認定こども園の年齢別入所人数、並びに土曜保育の実施状況と可能性</li> <li>3 2における統合保育所への影響や対応（想定人数の変更、待機児童の有無など）</li> </ol> <p>次頁へ続く</p>	町 長	

番号	氏 名	質 問 件 名	質 問 の 要 旨	答 弁 を 求 め る 者	メ モ
(24)	(田中 義人)		<p>前頁より</p> <p>4 各施設における現場での保育士確保の課題と、働き方改革関連法、いわゆる同一労働同一賃金の影響について</p> <p>5 2019年10月から始まる就学前教育の無償化による予想される影響</p>		
25	〃	法定外目的税（宿泊税）について	<p>今定例会で提案されている倶知安町宿泊税条例について、概ね肯定的な意見が多く聞かれる中、詳細についての情報が見えてこないため、不安視する声も聞こえている。未来へ向け、倶知安町の観光を産業として発展させていく、非常に重要な一歩だと捉え、更には持続可能な制度にするため、下記を町長に伺う。</p> <p>1 日本で初めてとなる定率での提案となっているが、2%の理由と総務相同意の見込み、想定している税収額を伺う。</p> <p>2 宿泊税の使途について、リゾート地としての質の向上を広域連携分、魅力向上を町単独分として区別して示されている。配分のプライオリティー、決定方法を伺う。</p> <p>3 単年度での予算執行、且つ自主財源も多く求められる補助では発展性に欠ける。使途が限定され、中身をしっかりと管理でき、繰越が可能な釧路市阿寒での実績もある基金制度などの活用が建設的と考える。町長の見解を伺う。</p> <p>4 宿泊税導入に係る検討資料の中では、町単独事業でDMO組織強化支援の財源としたいと示されている。相乗効果や合理化の観点から、広域事業、町単独事業の区分なく支援すべき。町長の見解を伺う。</p> <p>次頁へ続く</p>	町 長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(25)	(田中 義人)		<p>前頁より</p> <p>5 特別徴収義務者となる者から虚偽申告や二重帳簿などを懸念する声が既に挙っている。地方税法に則った罰則や条例上の罰金を規定しているが、チェック機能が不可欠。それにより精度の高いデータ収集も可能となる。見解を伺う。</p>		
26	榊 政信	実効性のある防災計画はいつできますか	<p>7月29日の北海道新聞に「北海道泊原発事故時に住民を原発30キロ圏内から避難させる民間によるバスの輸送が困難であることが分かり、・・・避難計画の実効性を問う声など不満が上がった。」との記事が掲載されました。住民避難用バスは、町からの要請に基づいて、北海道がバス協会に住民の避難のためのバスの手配を要請する計画になっています。</p> <p>ところが、その避難用バスが準備出来ないかもしれない。訓練では来るけれど、実際の事故のときには来ない。自家用車に乗って自力で避難できない方は、どの様に避難したらよいのでしょうか。</p> <p>地域防災計画は、実効性のない計画のようです。どこかに「事故は起きない」「災害は来ない」といった他人事のような思い込みが、行政にも住民にもあるのではないのでしょうか。でも、予期しない災害は、全国各地で発生しています。原発事故も福島で起こりました。明日は我が身なのです。</p> <p>計画づくりのための計画や訓練になっていないのでしょうか。本町の地域防災計画も具体的な部分の計画やマニュアルが必要ですが、まだまだ準備ができていません。担当職員も足りないようです。</p> <p>以下の不安にどう答えますか。</p> <p>①高齢者や障がい者等の支援が必要な方々の避難は、安全かつ速やかにできるのでしょうか。避難所には、車いすや介護用のベッドやトイレが準備できるのでしょうか。避難所は、車いすで移動できるのでしょうか。床に毛布を敷いて寝るのでしょうか。ヘルパーさんはいるのでしょうか。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(26)	(榊 政信)		<p>前頁より</p> <p>②病気の方々は、避難所で病気が悪化しないでしょうか。病院から避難できる避難所なんかあるのでしょうか。</p> <p>③ペットは、自己責任で避難させることになっていますが、避難所では、どのような対応がとられるのでしょうか。ペットを好まない方とペットが家族同然の方と一緒に避難生活できるのでしょうか。</p> <p>④外国人の方の避難はスムーズに行うことができるのでしょうか。町で暮らしている方ばかりでなく、観光で来ている方が混乱なく避難できるのでしょうか。複数の避難所で、多言語に対応できるのでしょうか。風評被害になると防災訓練も行っていない宿泊施設もあると聞きますが、そんなことで観光客の安全を担保できるのでしょうか。</p> <p>などなど、不安なことが多数質問されます。どのように対処していきますか。そして、何時までに万全で実効性のある防災計画にすることができるのでしょうか。</p> <p>町民の安心安全を守るためにも、一日でも早く準備すべきではないでしょうか。町長の見解を伺います。</p>		
27	〃	町有財産は町民のもの、有効活用が望まれる	<p>町長は、これまで、旧学校給食センター跡地や旧みなみ保育所跡地の利活用は、民間に売却する方針であると答弁してきました。今後予定されている新幹線駅周辺整備事業やひらふエリアの駐車場やバスターミナル、小学校の適正配置による校舎の増改築など待ったなしの建設投資が数多く控えており、それらの財源の一部に充てる考えのようです。</p> <p>8月下旬に開催された官民で組織されている公有財産利活用推進検討委員会において、町有財産である町有地の売却や貸し出し計画が検討されたようです。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(27)	(榊 政信)		<p>前頁より</p> <p>一方、新幹線建設による立ち退きをさせられる町民の皆さんのために、旧胆振線跡地での宅地造成が進められていますが、住み替えに必要な区画数が確保できないようです。また、アパートなどの集合住宅を希望している方に対する町営の集合住宅の建設は、検討もしないようです。</p> <p>更地となった旧学校給食センター跡地や旧みなみ保育所跡地を宅地分譲にしたり、集合住宅の敷地に活用する方法に切り替えることはできないのでしょうか。</p> <p>更地として売却する今の計画では、現在、盛んにアパート建設を何棟も建設している大手ディベロッパーが同じようなアパートを建てるのが関の山です。果たして、町民の財産である町有地をいとも簡単に売却してしまって、良いのでしょうか。</p> <p>子育て世代の定住につながる戸建て分譲地や住み替え制度を活用する戸建て住宅に住んでいる高齢の家主さんの住み替え先のサービス付き高齢者向け集合住宅を誘致するなど、町民のためになる利活用を考えるべきだと思います。</p> <p>町長の見解を伺います。</p>		
28	〃	景観地区内の工作物の制限はどのようになったか	<p>ひらふ高原地区の準都市計画地域（景観地区）の工作物の制限に向けて、平成 24 年度から実態調査が行われ、平成 27 年度に景観法による景観地区内の工作物の制限に向けた条例制定を目指していたが、頓挫をしたままになっております。その後、どのようになっているのでしょうか。</p> <p>工作物には、広告塔と言った看板類や鉄柱やコンクリート柱、煙突、擁壁などがあり、準都市計画地域である景観地区内の建築物に対して、現在制限が掛かっていますが、工作物についても景観に配慮した街並みを確保して行くためにも一定のルールを作るというのが当初の目的でありました。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(28)	(榊 政信)		<p>前頁より</p> <p>現在も準都市計画地域での開発が目まぐるしく進められており、どんどん変化し、今更と言った感もありますが、国際リゾートとして、景観を守っていくのは生命線の一つでもあります。いま一度取り組んでいくべきではないでしょうか。</p> <p>また、倶知安の美しい風景を守り育てる条例が制定されて10年が経ちます。この条例の検証もする時期に来ていると思います。</p> <p>条例制定の現状と町長の見解を伺います。</p>		
29	阿部 和則	高齢者・障がい者等への住政策について	<p>わが町の住政策の根幹を成す「倶知安町住生活基本計画」平成28年度改定版では、6項目の課題を指摘しておりますが、その中でも特に重要で緊急を要する“住生活における高齢者、障がい者等への対応”について伺います。</p> <p>この計画を策定するにあたって実施した平成22年と平成27年に実施した町民アンケート調査で、町民要望の高い順は以下のようになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 冬に暮らしやすい住生活（82.2%）</li> <li>2. サービス付き高齢者住宅の整備（74%）</li> <li>3. 生活利便性の良い地域の賃貸住宅に住み替えできる仕組み（69%）</li> <li>4. 高齢者・障がい者等が暮らしやすい住生活（58.5%）</li> <li>5. 高齢者が安心して暮らせる地域コミュニティの形成（52%）</li> </ol> <p>また、住み替えに関する質問で、今住んでいる住宅の活用について質問したところ、56.9%の町民が売却の意向を示しました。</p> <p>すなわち、老後を迎える町民の理想的な暮らし方とは、持ち家を処分し、雪の心配がいない賃貸住宅で利便性の良いマチナカに住み、人との付き合いができる場所となります。</p> <p>地価高騰の折、難しい施策となりますが今後の取り組みについてお答えください。</p>	町長	

番号	氏 名	質 問 件 名	質 問 の 要 旨	答 弁 を 求 め る 者	メ モ
30	盛多 勝美	農業の担い手確保について	<p>農業の就農人口は年々減り続けております。高齢化が進み後継者不足など、将来の農業に不安を感じているところであります。</p> <p>農業を取り巻く環境は、国際貿易交渉の進展で国内農業への影響、また天候不順や労働力不足など厳しい状況が続いております。</p> <p>本町は、昨年に引き続きまちづくり基本目標では、担い手の確保は重要と位置づけし、新規就農対策事業に一部助成などを行い取り組まれております。</p> <p>そこで以下の2点についてお伺いします。</p> <p>①この対策を実施した成果</p> <p>②今後、本町の農業の担い手確保をどう取り組まれるか</p>	町 長	
31	〃	北海道新幹線事業に係る宅地造成事業について	<p>北海道新幹線事業に係る移転補償については、事業主体である鉄道・運輸機構と移転対象者の両方で、年明け早々に協議されるとお聞きしております。</p> <p>宅地造成事業について、町長から行政報告で説明がありました。</p> <p>今回、駅の北側において多数の移転者が見込まれることで、地域自治会への影響や新たな転出先を探す負担を考えた事案と云うことであります。</p> <p>また、移転対象者への対応について詳しく説明を頂いたところです。</p> <p>移転対象者の方々からの意見、要望については、改めて説明会を開催するとお聞きしておりますが、いつ頃の予定かお伺いいたします。</p> <p>次回の説明会には、町長の出席を望む声が多くありますので、是非出席をお願いしたいと考えます。</p> <p>そこで地域の移転対象者から聞かれる何点かをお知らせください。</p> <p>①移転対象者に改めて行う説明会は、いつ頃予定しているか。</p> <p>次頁へ続く</p>	町 長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(31)	(盛多 勝美)		<p>前頁より</p> <p>②調査時から考えが変わり、計画している 35 区画より増加する場合の対応。</p> <p>③分譲開始は、いつ頃になるか。</p> <p>④分譲価格は、事業に要した費用に応じた価格で変わらないか。</p> <p>⑤宅地造成地の土地を取得して何年以内で建築しなければならないか。</p> <p>⑥集合住宅確保の対応は。</p> <p>以上ですが、今回の事業は本町として政策的な判断で宅地造成事業を実施することになったと考えます。移転対象者には、行政として出来る限りの対応をお願い致します。</p>		
32	三島 喜吉	農家経済対策について	<p>6月中旬から7月中旬にかけての長雨・日照不足・異常低温等により農作物の生育の遅れが相当目立ってきております。</p> <p>町長の行政報告の中で作況概要が報告されておりますが、春からの長雨・異常低温の影響で倶知安の農作物の作況として水稻が「やや不良」と示され、小麦については30%以上の減収、馬鈴薯は小玉傾向で平成22年以來の減収でありますし、小豆については著しい不良となっております。</p> <p>また、台風21号の被害についても生育期の後半期を迎える作物にとって大きな被害が出てくると思われまます。</p> <p>今年の倶知安町の農家経済については大変な落ち込みが予想されます。</p> <p>倶知安町の基幹産業である農業が来年の営農再開に支障をきたすと想定される状態であります。このような状況がある中で倶知安町としてどのように捉えているか、少しでも農家経済を支援していくために倶知安町として支援が必要と思われまます、町長のご見解をお聞かせください。</p>	町長	



番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
33	三島 喜吉	農産物の GAP 認証 取得の推進について	<p>今日、農畜産物の安全性や生産履歴の開示等で農畜産物の安心・安全が注目されております。そういった中、農産物の生産履歴の開示等で顔がみえる農産物の生産が農業現場において必須になっております。</p> <p>特に GAP（農業生産工程管理）の農産物の認証が推進されようとしてきております。</p> <p>この GAP により農産物の食品としての安全を確保し、環境保全・労働安全・農場経営管理に関する取り組みを行うことで、持続可能な農業生産につなげていき、農業活動を改善することで、より良い農業経営を実現する取り組みであります。</p> <p>倶知安町から国際基準を満たした農畜産物の提供ができることにより、安全性の高い評価を受けることにつながっていくと思っております。</p> <p>JA ようていとしても、今年から若手農業経営者主体で取り組みに向けての研修会等を開催しております。</p> <p>そこで、倶知安町として、このことについてどう取り組んでいくか町長のお考えをお願いします。</p>	町長	